

第3回 地方議会議員年金制度検討会

平成21年10月6日

【大平幹事】 それでは、ただいまから第3回地方議会議員年金制度検討会を開催いたします。本日はお忙しいところ、また、お足元の悪いところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。私は本日の進行を務めます総務省福利課の大平と申します。よろしくお願いいたします。

まず最初に、本検討会の委員についてでございますが、異動がございましたのでご紹介させていただきます。新たに都道府県議会議員共済会会長にご就任なさいました鹿児島県議会議長の金子万寿夫委員でございます。

【金子委員】 金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大平幹事】 続きまして、町村議会議員共済会会長にご就任なさいました長野県上松町議会議長の野村弘委員でございます。

【野村委員】 野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大平幹事】 よろしくよろしくお願いいたします。

なお、本日は東京女子医科大学教授の渡辺委員におかれましては、所用のためご欠席となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、本日もお配りしております資料の確認だけさせていただきます。式次第、名簿に続きまして、資料が4点ほどございます。資料1、地方議会議員年金制度の現状について。資料2、地方議会議員年金受給者調査の結果について。資料3、基準試算の更新について。最後の資料4でございます、合併がなかったと仮定した場合の財政見通し。というふうになっております。よろしいでしょうか。

それでは、以後の進行については、大橋座長によりしくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 本日の議題でございますが、次第でございますように4つあります。順次議論してまいりたいと考えております。

最初の議題は、地方議会議員年金制度の現状についてというものです。まず、事務局から説明をお願いいたします。

【高原幹事】 福利課長の高原でございます。よろしくお願いいたします。それでは、

座って説明させていただきます。

資料1、地方議会議員年金制度の現状についてと表紙に記載されております資料をごらんいただきたいと思っております。これは先般答申が出ましたが、第29次の地方制度調査会の答申に加えまして、退職年金受給者、現会員の方々の統計的なデータをまとめたものでございます。めくっていただきまして、1ページでございますが、第29次地方制度調査会におきまして、議会制度のあり方について審議がなされまして、6月16日付で「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」ということで取りまとめられております。この答申は地方分権の進展等に伴いまして、議会機能のさらなる充実強化が求められているという観点からまとめられておりますけれども、このうち地方議会議員年金制度に関係した部分についてかいつまんで説明をさせていただきたいと存じます。

項番の1は議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策ということで省略いたしまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。項番の2で議会制度の自由度の拡大というところで、(1)でございますが、議員定数等ということで、議会の議員定数については、現在その上限を人口区分に応じて法定しているところであるが、議会制度の自由度を高めるため、定数の決定は各地方公共団体の自主的な判断に完全にゆだねることとし、法定上限を撤廃すべきであるという答申がなされております。

それから、右半分のほうでございますが、議会の招集と会期というところで、現在1年間に数回、一定の会期を定めて定例会を開催するとともに、その会期以外においては必要に応じて臨時会を開催するという形の議会運営が一般的となっておりますが、ちょっと下のほうですけれども、長期間の会期を設定して、その中で必要に応じて会議を開く方式を採用することや、会期制を前提としない方式を可能とするなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するよう必要な措置を講じていくべきであるといったような提言がなされております。

それから4ページにまいりまして、項番3の議会の議員に求められる役割等というところで、(1)議員の役割等の後段の部分でございますが、なお書きのところでございますが、議員の活動に対しては、諸外国や戦前の地方議会に見られるように、実費のみ支給し、原則として無報酬であるべきとの意見がある一方、現在我が国の地方議会が有する権能、求められる役割の大きさ等からすると、一定水準の議員報酬は保障されるべきとの意見もあったところであるという形になっております。

それから(2)勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備ということで、

勤労者についての立候補を容易にするための措置、あるいは女性の議員をさらに増やすための方策。また、公務員についても地方議会の議員として、社会的な理解が得られることが前提ということではございますが、地方議会の議員として活動することについて、引き続き検討の課題としていくべきであるというふうにされております。

それから（３）で議員の位置づけでございますが、議員の活動は議会における審議討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や、住民の意思を把握するための諸活動等広範にわたることから、議員の位置づけやその職責、職務を法制化すべきであるという意見があったわけでありましたが、この点につきましては、引き続き検討するという位置づけとされておるところでございます。

それから１枚めくっていただきまして、５ページと６ページに退職年金受給者の状況ということで、統計的なデータをつけてございます。このグラフの見方でございますが、受給権が発生した年別の人数を棒グラフで記載しております。緑色の棒グラフのところは年金算定基礎率が１５０分の４５の方ということでございます。それから、茶色の棒グラフのところは年金算定基礎率が１５０分の４０.５の方。それから青色の棒グラフの方は年金算定基礎率が１５０分の３６の方ということでございます。ところどころちょっと途切れてはおりますけれども、紫の折れ線グラフが平成２１年５月３１日現在の年金額のグラフでございます。赤色の折れ線グラフが平成２１年５月３１日現在の平均年齢ということでございます。

上のほうに簡単なまとめをしておりますが、退職年金受給者の約６割が年金算定基礎率が１５０分の４５の方ということで、平成１４年以前に受給権が発生した方ということでございます。また、年金算定基礎率が１５０分の４５の方々の中で、受給権発生年が古い方ほど退職年金額は低く、これは当たり前ではありますが、年齢が高いということになっております。これは地方議会議員の年金額の改定方法が抑制的な形になっているということの１つのあらわれかなというふうに思っております。

それから６ページにまいりまして、済みません、先ほどの都道府県でございましたが、こちらは市町村でございます。グラフは同じように見ていただければ結構かと思いますが、こちらでも退職年金受給者の約６割が年金算定基礎率が１５０分の４５の方ということでございます。そして、年金算定基礎率が１５０分の４５の方のうち、受給権発生年が古い方ほど退職年金額は低いという状況が、都道府県の場合以上に、より顕著にあらわれているというふうに思っております。

次に7ページでございます。現会員の在職期間別の状況ということでございます。7ページが都道府県で8ページが市町村ということでございます。このグラフでございますが、棒グラフが在職期間別の人数をあらわしております、青色の棒グラフの方が在職期間が12年未満の方。緑色の棒グラフの方が在職期間が12年以上の方ということでございます。赤い折れ線グラフが平均年齢をあらわしております。受給資格期間12年を有している現会員859人の方は、全会員2,730人中約32%を占めておるということでございます。また、在職期間が長いほど平均年齢が高いということでございます。

それから8ページでございますが、こちらは市及び町村議員共済会のデータでございます。受給資格期間12年を有している現会員1万1,976人は、全会員3万4,781人中約35%ということでございます。

資料1の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。最初に議会制度のあり方について、近時発表されました第29次の地方制度調査会の答申、議会にかかわる部分をご紹介いただきました。それとともに、今までの議論の中で質問等が出ておりました退職年金受給者の状況についてということで、データを事務局のほうから説明いただきました。

ただいまのこの2つの説明につきまして、何かご質問とかご意見等ございましたら、お願いいたします。

地方制度調査会では地方議会議員年金制度についての言及はないのですね。

【高原幹事】 はい、年金制度についての言及はございません。

【大橋座長】 わかりました。

【横道委員】 確認なのですが、5ページと6ページを見ますと、5ページは支給割合を引き下げたために1人当たりの平均年金額が下がっているのですけれども、6ページを見ますと、一たん下がって、また上がって、上がったけれども、元にというところまでは戻っていない。ここら辺の説明だけちょっとしていただけますか。

【高原幹事】 これは市町村が合併した場合、合併特例法により12年の受給年限を満たさない方も年金の受給権が発生するわけですけれども、そういった方は当然算式上年金額は低目になるということで、茶色の棒グラフのところがかくんと落ち込んでいるというふうに認識しております。趨勢的には右肩下がりで平成16年、17年当たりが合併特例法の影響で紫色の折れ線グラフが落ち込んでいるというふうに分析いたしておるところでございます。

【横道委員】 もう一遍上がるのは？

【高原幹事】 この一たん上がっているあたりが大体趨勢値ではないかなと。平成19年、20年あたりが大体自然な線で、やはり平成16年、17年、18年あたりに合併の影響がかなり出ているのではないかというふうな認識でございます。

【横道委員】 はい。

【大橋座長】 よろしいでしょうか。それでは、ほかにございませぬようでしたら、議事を進めさせていただきます。

次の議題は、地方議会議員年金受給者調査の結果についてというものでございます。資料2をごらんいただきたいと思ひます。事務局から説明をお願いいたします。

【高原幹事】 それでは、引き続き着席したまま説明をさせていただきます。

資料2、地方議会議員年金受給者調査の結果についてということでございます。1枚めくっていただきまして、調査の目的のところに記載いたしておりますが、今回、地方議会議員年金受給者について、収入、支出、就業状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中で果たしている役割をとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得るという目的で、本年7月1日付で調査を行っておりますので、その調査結果をご紹介させていただきますと思ひます。

6の回収率等のところに書いてございますが、都道府県議会共済会の場合、退職年金、遺族年金受給者の方々全員に調査票を郵送いたしまして、返送をお願いするというところでございまして、大体回収率が7割弱ということで回収することができました。それから、市議会、町村議会共済会の場合、調査客数ということで、退職年金、遺族年金それぞれ5,000人から6,000人程度の方を無作為抽出いたしまして、調査票を郵送し、大体6割前後ぐらいの回収率ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思ひますが、実はこれは同様の調査を厚生労働省の年金局のほうで年金制度基礎調査、老齢年金受給者実態調査ということで、厚生年金及び国民年金の老齢年金受給者を調査の対象として、同じような形で調査されておるといふことでございますので、そちらと比較可能な形で調査したらどうかということで行ったものでございます。厚生労働省のほうの調査時点は平成19年11月1日ということございまして、老齢年金受給者の対象者は、下のほうにございますが、2,200万人弱おられるわけでございますが、そのうち2万3,000人を抽出されまして、回収率が大体5割を若干切る水準ということ調査されております。そちらのデ

一タと私どもと申しますか、地方議会議員年金受給者調査のほうを比較してみようということでございます。

3ページをごらんいただきたいと思いますが、議員年金（退職年金）受給者の状況でございますが、この表にございますように、議員年金（退職年金）受給者の97.6%が男性であるということございまして、老齢年金受給者のほうは大体男女半々ぐらいということございまして、老齢年金受給者と大きく異なっておるということでございます。それからまた、議員年金（退職年金）受給者の平均年齢のほうが老齢年金受給者より3.8歳高いということでございます。それから下のほうに、議員年金（遺族年金）のほうの受給者のデータをつけておりますが、実はこれに相当する調査、遺族年金についての調査は厚生労働省のほうは行っておりませんので、これはあくまで参考という位置づけでご理解いただきたいと思っております。

4ページでございます。夫婦世帯ということで、夫婦のみで構成されている世帯ということで、お子さん等と同居していない世帯というのを厚生労働省が抽出して、収入、支出の状況を調べておりますので、それと比較可能な形で議員年金（退職年金）受給者の方の収入、支出の状況をグラフであらわしたものであるというふうにご理解いただきたいと思っております。それで、厚生労働省が調査しました老齢年金受給者でございますが、収入年額が、総収入額が、夫婦世帯で406万8,000円ということでございます。そのうち公的年金が262万5,000円を占めておるということで、64.5%を占めているということでございます。議員年金（退職年金）受給者のほうでございますが、総収入が418万1,000円。ほとんど変わらないような水準でございます。そのうち、公的年金が200万4,000円、47.9%。議員年金が103万2,000円、24.7%を占めているということでございます。上のヘッドラインのところに書いてございますが、議員年金（退職年金）受給者にとって、もし仮に議員年金はなかったという場合には、総収入が約24.7%減少することとなりまして、老齢年金受給者と比べ収入が91万9,000円少ない状況となるということございまして、地方議会議員年金が受給者の生活資金の重要な部分を占めている姿が浮かび上がってくるのではないかなというふうに認識いたしております。

それから、参考までに、厚生労働省の調査にはこれと比較できるデータがないんですけれども、遺族年金の場合の、女子単身世帯の方の収入に占める議員年金なり公的年金の割合というのを記載いたしております。

それから次に5ページでございますが、左側のグラフが議員年金（退職年金）受給者、

これも夫婦世帯ということでございますが、横軸に議員年金額、縦軸に総収入額をとったグラフに、それぞれの議員の方のポジションをプロットしたというものでございます。右側は同じく遺族年金について同じような作業をしたということでございます。上のほうに書いてございますが、退職年金受給者は同一議員年金額の集団における収入の多寡に非常にばらつきがある。議員年金額の多い少ないと収入の多い少ないに明確な相関は見られないのではないかとということでございます。それから右側でございますが、遺族年金受給者は同一議員年金額の集団における収入の多い少ないのばらつきは退職年金よりは小さくなっておりまして、議員年金額の多い少ないと収入の多い少ないの相関が多少見ることができるとはならないかという記載をさせていただいております。

次に6ページにまいりまして、左側は夫婦世帯、議員年金（退職年金）受給者の貯蓄の割合ということでございます。青が一般の老齢年金受給者の方の貯蓄の割合、赤が議員年金（退職年金）受給者の貯蓄の割合です。そして、参考といたしまして、赤の点線で遺族年金の受給者の貯蓄の割合というのを記載いたしております。右側が議員年金（退職年金）受給者、これは男子という区分でとっておりますけれども、世帯内有業者の割合ということでございます。上のほうでございますが、議員年金（退職年金）受給者のほうが貯蓄が少ない方の割合が高い。遺族年金受給者も同様でございます。また、議員年金（退職年金）受給者のほうが、これは右側のグラフですが、世帯内有業者が存在する割合が老齢年金受給者よりも8ポイント高いということがこのグラフから読み取れるのではないかとということでございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。議員年金の受給者につきまして調査いただきまして、その収入でありますとか、支出や就業状況というようなことについて、実態が説明されました。これによって議員年金が受給されている方の生活の中でどのような位置づけなのかということにつきまして、今までも議論の中で話には出てきたのですが、それが具体的な数字を伴って今回出てきたということでございます。特に説明にありました4ページのところのこのグラフを見ますと、収入とか支出の規模とか、その中に占める年金の割合、位置づけというようなものが、かなりはっきり出ているようにも思われます。

ただいまのこの調査の結果や説明につきまして、何か質問、ご意見等ございましたら、自由にお願いたします。

【野村委員】 今回初めて出席しますので、原前会長と重複する点が私の意見や質問の

中に出てくるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

今ご説明いただきましたように、町村の年金受給者1万人を対象とした生活実態調査で、退職年金、遺族年金の受給者ともに総収入の4分の1を議員年金が占めているのが実態で、生活の糧として年金制度の存続を求める声が、我々町村議会議員、既裁定者から強く要望が出されております。前回の検討会資料も見せていただきましたが、町村議員の8割弱は厚生年金などの被用者年金制度に加入していないということが実態でございますし、平均年金額も退職年金が70万円弱、遺族年金は30万円程度ということで、決して特権的なものではないと思います。

議員の老後の保障として、ぜひとも存続しなければならない。このことを強くお願い申し上げます。調査の結果に基づく私の意見とさせていただきます。

【大橋座長】 ありがとうございます。あとほかにこの結果とかデータについて、何かご意見や質問等。どうぞ。

【横道委員】 今の4ページのグラフですか、これはいつの時点の調査でしたでしょうか。この議員年金103.2万円については、支給率の引き下げを行いましたから、見かけだけ見れば、まだ総収入で少し多いけれども、多分議員年金は今後支給率を引き下げているから下がっていくだろうというふうに見込まれるということですよ。

【高原幹事】 はい。この調査は本年の7月1日時点でございますけれども、今ご指摘いただきましたように、年金算定基礎率を引き下げられた方の割合が今後どんどん大きくなっていくということになりますので、趨勢的に見ますと、どちらかというところの額が縮小していくような方向になる可能性が高いのではないかとこのように思っております。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかに。

国会議員年金が既に廃止されておりますけれども、国会議員にとっての国会議員年金の位置づけとか収入の割合とかというようなデータは出ているのでしょうか。

【高原幹事】 国会議員については同じような形で一般の方の老齢年金と比較できるような形で調査は行われておらないのですが、旧国会議員年金の場合は、平成17年決算で平均年金額が443万円というふうに言われておりますので、やはり地方議会議員年金と相当程度の水準差があるというふうに認識いたしております。

【大橋座長】 ほかに。この調査結果についてよろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、議事を進めさせていただきます。

次は、基準試算の更新についてという議題です。それでは事務局から説明をお願いしま

す。

【高原幹事】 それでは、資料3、基準試算の更新についてということで、資料を説明させていただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

前回の第2回検討会で、財政見通し、我々は基準試算というふうに略称を使わせていただいておりますけれども、基準試算をお示しさせていただいたわけですが、その際、ここに書いておりますように、平成21年度から平成23年度までの会員数につきましては、三共済会の実態調査に基づくものを採用しておったわけですが、今回、市議会議員共済会のほうから最新の情報に更新して基準試算の精度を上げたほうがいいのではないかとのご指摘をいただきましたので、基準試算を更新させていただいております。

具体的な更新の内容でございますが、まずこの表のところでございますが、市町村合併の見込みのところ、更新前、第2回検討会で提示させていただきました基準試算では、平成20年2月現在の情報を用いておったわけですが、平成21年8月現在の市町村合併の見込みで基準試算をつくっていきこうと。それから、定数の見込みにつきましても、更新前、第2回検討会の資料は平成20年3月現在の次期定数調査をもとにしておりましたが、それを平成21年3月現在の調査、プラス平成21年8月までに議会から報告があったものに置きかえるということで、基準試算の精度を上げるという作業をいたしております。

なお、この平成24年度以降の会員数につきましては、第2回検討会の財政見通しと同じ減少率、市で言いますと△0.85%、町村で言いますと△1.17%、これを使用することになっております。

2ページをお開きいただきまして、更新作業の結果でございますが、市町村合わせたところの平成23年度のところをごらんいただきたいと思いますが、年度末会員数が、第2回検討会のときは3万3,322人だったわけですが、更新後は3万2,267人ということで、1,055人の減少ということになっております。それから平成43年度の年度末会員数につきましては、855人減少ということで基準試算の精度を上げるという作業を行っております。

3ページをごらんいただきたいと思いますが、これは今申しあげました会員数の見込みを市と町村にそれぞれ分解した形で記載いたしております。点線が第2回検討会でお示したときの基準試算でございますが、それが実線のほうに、下方にシフトしているということでございます。

4ページをごらんいただきたいと思いますが、今のは市町村の部分でございましたが、都道府県のほうはどうかということなのですが、同じような作業をやりますと、平成22年度のところでマイナスの1人ですが、また平成23年度のところでプラス1人になりまして、平成23年度末の会員数でいきますとプラスマイナス0人ということでございますので、財政を見通す上での影響は極めて小さいということで、都道府県の場合は、第2回検討会で出ささせていただきました基準試算をそのまま使用しようということでございます。

それでいきますと、市町村の財政見通しはどうかというのが5ページでございます。列の右から2番目の年度末積立金のところをごらんいただくとわかりやすいんですが、平成23年度でマイナス9億9,100万円ということで、ここで積立金が枯渇する状況になりまして、最終の平成43年度ではマイナス2,997億9,800万円の赤字ということでございます。実は第2回検討会で出ささせていただきました更新前の基準試算では、この数字がマイナス2,761億8,800万円でございますので、会員数の見通しにつきまして精度を上げました結果、トータルで約240億円の悪化になっておるということでございます。

6ページでございますが、成熟度の見通しということで、今後20年間の成熟度を記載しております。会員数が微減し、受給者はほとんど変わらないということでございますので、成熟度が若干増えておるということでございます。

7ページにまいりまして、更新後の基準試算に基づく財政累計イメージということでございますが、今後市共済会と町村共済会が円滑な運営を行っていくためには、平成23年度から平成43年度までの約20年間で約2,998億円、約3,000億円でございますが、それプラスアルファの収支改善のための方策が必要ということでございます。このプラスアルファというのは、下のほうにちょっと書いてございますが、持続的な運営を行っていくためには一定程度の積立金が必要だろうということで、その部分がプラスアルファということでございます。

それから8ページでございますが、これはほんとうに機械的な算定で恐縮でございますが、この財政不足額、2,998億円プラスアルファを改善するために、仮に給付引き下げと掛け金引き上げによって対応した場合の機械的な算定結果は次のとおりであるということございまして、これは第2回検討会の際も同じような資料をつけさせていただいておりますが、第2回検討会のときよりもより財政悪化が進んでおりますので、より厳しい算定結果という形になっておるということでございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。前回の検討会でも財政見通しについては説明いただいたんですけども、その中で使っていたデータを今回さらに新しいものにして、試算の精度を上げたということのようでございます。そういたしますと、その結果として出てくる会員数の減少でありますとか不足額が、今説明ございましたような形で厳しい結果として出ているというようなことが事務局から説明があったと思います。

今のこのデータとか説明につきまして、何かご質問等ございましたらご自由に。

【横道委員】 確認です。8ページの単純に給付引き下げと掛金の引き上げで対応した場合、給付の3割カットとか2割カットというのは、いわゆる既裁定者も含めたトータルということでしょうか。

【高原幹事】 はい。これは法制的に現実問題として極めて困難であろうかと思うんですが、既裁定者も含めた一律カットということで、あくまで機械的な試算ということで載せさせていただいております。

【大橋座長】 既裁定者は前回は何%カットしたんですか。

【高原幹事】 前は10%。

【大橋座長】 さらに今回は30%。

【高原幹事】 そうですね。この機械的な試算ではそういうことでございます。

【大橋座長】 あとほかに。どの点でも結構ですので。よろしいでしょうか。前回の説明の補足ということでございますので。

それでは、次の議題とも若干絡む点もございますので、そこでまたご質問等ございましたら一緒にご議論いただければと思います。

次の議題ですけれども、前回の検討会で、合併がなかった場合には財政状況というのはどういったものだったんだろうかというご質問等ございましたので、それを受けて事務局のほうから、合併がなかったと仮定した場合について試算いただいて、それを現状と比較するという資料をつくっていただきました。これにつきまして、次に説明をお願いいたします。

【高原幹事】 それでは、資料の4番で、合併がなかったと仮定した場合の財政見通しという資料をごらんいただきたいと思います。これは、今座長のほうからもお話しございましたが、前回の第2回の検討会でこういった試算が必要なのではないかということで、かなり議論になった部分であるというふうに認識いたしております。

表紙をおめくりいただきまして1ページでございますが、合併がなかったと仮定した場合の財政見通しを「合併なし試算」ということで、略称で呼ばせていただきたいと思います。

どういう条件を設定したかということでございますが、2つ目の丸でございますように、平成の大合併というものが平成11年の合併特例法の改正からスタートしたというふうに言われておりますので、平成11年度からの市町村合併を対象とはいたしますが、ただ実際には平成11年度から平成14年度までは合併件数は極めて少数でございますので、決算値を使用いたしまして、平成14年度を起点といたしまして、4つ目の丸に書いてあるような形で仮に数字を置いてみるということをしております。

14年度を起点に、15年度から平成20年度までは、第2回検討会の基準試算というふうに書いておりますが、基準試算で使用している長期的な会員減少率、先ほども少し申し上げましたが、市は $\Delta 0.85\%$ 、町村は $\Delta 1.17\%$ 。それから報酬改定率は市で $\Delta 0.12\%$ 、町村の $\Delta 0.26\%$ をそのまま平成14年度を起点にこの率をずっと掛けていくという作業をしております。それでいきますと、この薄緑色の合計のところを見ていただきますと、年度末会員数でいきますと、平成20年度のところで実績といいますが、基準試算のほうは3万5,025人なわけですが、合併なし試算のほうは5万3,965人ということで、合併なし試算のほうは1万9,000人実績より多いということになってございます。ただ報酬のほうは、実績のほうは35万3,958円でございますが、合併なし試算は29万7,050円ということで、合併なしということになりますと、当然町村の比重が多くなりますので、報酬平均は合併なし試算のほうが若干低くなっておるという状況でございます。

そしてそれを下のほうの丸でございますように、平成21年度以降も同じ基礎数値、会員減少率で言えば、市が $\Delta 0.85\%$ 、町村が $\Delta 1.17\%$ 、報酬改定率で言えば、市が $\Delta 0.12\%$ 、町村が $\Delta 0.26\%$ をずっと掛けていくという作業をするということでございます。

なお、一番下でございますように、平成18年改正による激変緩和措置、100分の4.5につきましては、合併がなかったと仮定した場合には措置されなかったものでございますので、合併なし試算においては考慮しないということにしております。

ちょっと説明ではわかりにくいので、まず3ページをごらんいただきたいと思います。青の点線が更新後の基準試算の年度末会員数ということでございまして、平成11年から

平成の大合併が始まるわけですけれども、実際に合併の数が急増しますのが平成14年度あたりからということで、青の点線を見ていただきますと、平成14年からずっと急激に減っていくというふうになっております。

それで、地方制度調査会の答申でも平成の合併一区切りということになっておりますので、平成23年度以降は、先ほど申し上げましたような一定の減少率でずっと会員の方が減少していくというのが基準試算なわけですが、合併なし試算は青の実線でございます、見ていただきますとわかりますように、平成14年度のところから長期的なトレンドの会員減少率をずっと掛けていきまして、それでもってどういった財政状況になるかということを試算してみようという趣旨でございます。

また2ページに戻っていただきまして、申しわけございません。合併なし試算の結果はどうかということなんですが、合併がなかったと仮定した場合も、残念ながらずっと継続できるという形にはなりません、右の列から2番目の年度末積立金（B）のところの列を見ていただきたいと思いますが、平成30年度には積立金が枯渇する。マイナス18億2,100万円という数字が立っているということでございます。ただ、もちろん基準試算と比べて赤字になるポイントは相当程度後ろに倒れていくということになろうかと思いません。

また3ページをごらんいただきたいと思いますが、年度末会員数をどう見込んだかというのは先ほど青色のところの説明いたしました、それに伴いまして受給者のほうでございます。赤色の線でございますが、赤の点線が基準試算で赤の実線のほうが合併なし試算ということで、合併なし試算の場合、より平常的な状態になるということでございますので、基準試算よりも受給権者の数は平準化する。また、成熟度につきましても、基準試算は緑の点線で平成の合併の期間で成熟度が250%以上に上がりまして、それからなだらかに下がっていくという緑の破線のような流れになるわけですが、合併なし試算でいくと緑の実線ということで、成熟度も合併がなかった場合は自然な形で上がっていく。200%にも達しないような範囲でなだらかに上がっていくということでございます。

それから、めくっていただきまして4ページでございますが、収入・支出の比較でございます。合併なし試算では基準試算に比べまして、支出はほぼ変わらないということでございます。支出は赤色でございます。ただ、収入のほうが青色でございますが、基準試算のこの点線なり破線の部分と比べますと、合併なし試算のほうは収入がかなり増えるということでございまして、合併の影響は収入面において影響が大きかったと考えられるので

はないかというふうにしております。また、合併なし試算にいたしましても収支が赤字であることには変わりはないということでございます。

それで5ページにまいりまして、財政見通しに基づく財政累計イメージということをございまして、それでは、市の共済会、町村共済会の財政に合併が与えた影響はどのくらいなのかというのを分析しようということをございまして、合併なし試算と基準試算のそれぞれ、平成の合併がスタートいたします平成11年度から私どもが財政推計の最終年としております平成43年度までの財政累計イメージで合併の影響を見てみようというような作業をいたしております。合併なし試算ですが、この期間の支出合計が1兆9,805億円であるのに対して収入が1兆6,775億円ということで、収支差が3,030億円ございます。一方で、先ほど資料3でご説明いたしました更新後の基準試算でいきますと、この間の支出合計が1兆9,151億円。それに対する、激変緩和を除く収入合計が1兆3,487億円ということで、収支差が5,664億円あるということをございまして、この差額、2,634億円を合併影響分と考えられるのではないかということをございます。なお、この2,634億円のうち、上に丸が3つついておる3つ目の丸でございますが、平成18年改正で激変緩和措置ということで、751億円の措置をいただいておりますので、未措置の合併影響分というのを、2,634億円から751億を引いた1,883億円が未措置の合併影響分というふうにかえることができるのではないかという資料でございます。

さらに6ページにまいりまして、財政不足額を合併影響分と合併以外影響分に分けてみようということでございまして、先ほどの資料3のところ、基準試算で今後の財政不足額が約2,998億円プラスアルファというふうにご説明いたしましたが、これを平成43年度末の積立度合1ということで、1年の支給分ぐらいの積立金を持っておこうということ、400億というふうにいたしまして、3,400億円を財政不足額というふうに置きますと、先ほども申し上げましたが、このうち1,883億円が未措置の合併影響分、そして、3,400億円から1,883億円を引きました残り1,517億円が合併以外の影響分ととらえることができるのではないかということをございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。仮定の話で難しかったとは思いますが、合併がなかったということになるべく正確に検討いただきまして、そうした結果どのようなことになるかということの見通しをただいま説明いただいたわけでございます。

説明や、中で使われているデータ、図の見方、何でも結構ですので、何かご質問等ござ

いましたら。

【藤田委員】 ちょっといいですか。質問やら意見やらですが。今の財政見通しで、合併なし試算で赤字が出るということは、合併しないのに赤字が出るということは共済制度そのものが成り立っていないということなんです。根本が成り立っていないということなんです。平成14年と平成18年の2回改正しているでしょう。そのときに掛金を上げて、給付を下げたやってきたんです。それでなお、成り立たないようなことをしたらいけないじゃないですか。根本が成り立っていない。

私は合併による影響だと思い込んでいるんです。急激に合併したからこういうようになったんだと。未措置の部分については早急に措置してもらわなければいけません。基本が成り立っていない。これでは共済制度そのものが成り立っていない。合併しないでもつぶれるというような。これは共済制度ではないと思います。

何が原因かという、やはり個人が半分負担をする、それであとの半分は、いわゆる事業主が負担をするというのが普通のやり方だと思うんです。事業主のほうが、公的負担が本人より少ないというようなことになっているからこういうようなことになるんだと思うんです。16%というのは世界一高い年金掛金だと思います。これほど高いのは世界でも例がないと思うんです。それなのに給付率はどんどん下げて、そのあげく倒産するというようなことは、これは根本から立て直してもらいたいと思うんです。

厚生年金とか、いろいろなほかの年金は本人負担が7.5%ぐらいだと思うんです。そしてあとは事業主が同じような負担をするという。また、首長、市長とか町長は地方公務員共済組合に入っておりますから、これは本人が半分、公費半分で、フィフティ・フィフティでやっているんです。我々は同じ選挙に出ながら、議員というのはそういう差がついているんです。ですから、あくまでも基本的に公費負担と本人負担というのはフィフティ・フィフティでいかなければいけないと思うんです。

私は今計算すると、年間161万円払っているんです。それでもらうのは幾らかといったら、いくらもないんです。ところが、年金の加算は30年で打ち切るものですから、私は40何年余り掛けておりますが、掛けるだけでその分の見返りがないという現行制度なんです。ですから、基本的には5対5でという方法に直してもらいたい。基本的に倒産するような年金制度というのはあり得ないです。それと公費負担も、平成18年の改正のときに市町村合併による激変緩和措置として4.5%上積みしてもらったんですが、これがやはり不十分だということも間違いないと思うんです。激変緩和措置が、不十分である。で

すからこの措置を強化してもらいたい。何回も改正しながら倒産するような年金制度というのはあり得ないです。こんな計算ができるなら、平成14年も平成18年のときもわかっていたのではないかと思います。

私は平成19年に全国市議会議長会の会長になって、共済会の会長にもなりました。そのときは20年間は大丈夫ですと言われたんですから。ところが、平成20年のときに決算してみたら大赤字なんです。これは大変なことだということでこういう検討会をやらせてもらったんです。倒産するということは、平成18年改正のときわかっていたのではないですか。どうなんでしょうか。

【横道委員】 今のご意見と一部重なる部分も多いと思うのですが、4ページを見ますと、まさにおっしゃったように、合併に対する激変緩和措置というのが中線のところで。ですから、この試算からいっても、前回激変緩和措置をしたとしても合併がそれ以上に進んで、その影響が大きく出てしまったために今のような状態になっているということは確かだと思いますので、まず合併については前回の激変緩和措置は不十分だったと私もそう思いますから、そこはしっかり、激変緩和措置といいますか、それに対してきちんとした措置をすることを考えていくべきだろうというふうに思います。

それからあと2点目については、合併も間接的には関係あるかもしれませんが、やはり行政改革の中で合併しないところでも定員削減、議員の定数を減らしたり、あるいはその報酬を上げないというか、そういう部分もあって、この合併に対する財政措置をしたとしてもそこはそこでまた見直していかなければいけない。

ただ、それをどういう形で見直すかは、掛金とその給付水準とそれから負担金とをどういうふうにするかというのは、それはそれでまた議論していく必要はあるとは思いますが、私が申し上げたいのは、最初のところで、少なくとも前回の激変緩和措置が不十分だったので、ここは相当この試算でも出ていますので、維持していくならば、そこはきちんと措置をして考えていく必要があるということです。

【大橋座長】 どうぞ。

【松本委員】 この合併の影響を出したらと言ったのは私なんですけど、それはなぜ言ったかといいますと、おそらくこういうことになると思ったんです。合併がない場合にも保険制度、保険方式がこのままで成り立っているかどうかということを見るということが1つ。それから、合併の影響の部分がどれぐらいあるかということを見て、今後の負担の配分ということを考えないといけないということでした。

それで、これまで基準試算を数回やりながら、合併がない場合になぜこういう結果になるのか。その原因はやはりちゃんとしておかなければいけないんです。

そのことは今横道さんが言われたように、おそらくその大きな要因の1つは基準試算を前回改定する際に報酬が上がるだろう、少なくとも報酬を切り下げることがないだろうという前提であった、これは公的年金にはみんな共通のことです。だから、今藤田先生がおっしゃいましたように、実は公的年金についても、厚労省も一定の割合で報酬が上がるだろうと。いわゆる賃金上昇率というものを算定している。それはどこから来ているかといったら、要するに経済見通しに基づく物価上昇率と賃金の上昇率の見通しから来ていて、報酬が将来これだけ上がるでしょうという前提で算定するものですから、今回のように全体として報酬が下がってしまうと保険料収入、掛金収入、負担金収入が見込みより少なくなってしまう。今回見直して、100年安心の年金というようなことでやっていますけれども。

そういうことですから、議員年金についても前のやり方が悪かったんじゃないかということではないと思う。保険制度というのは条件を決めれば、あとは保険数理ですから、必ずそれに沿った結果が出るわけで、その原因が必ずあるはずですが、だから、おそらく1つは、報酬が下がるという前提では絶対になかったはずですが、上がるという前提だったのかどうかということが1つです。それからもう1つは、そのほかに何か前の推計のときとその後の推移が違っているものがあって、それが合併がなくても保険として成り立っていかなくなるようなことになっているという原因になる。すぐ思い浮かぶのは会員数ですが、定数減は思ったより、通常状態でもやはり予想した以上に進んでいるんですか。

【高原幹事】 平成18年の検討会の推計と現在やっております基準推計のところと異なっている点を申し上げますと、とりあえず市町村に絞って申し上げたいと思いますが、今松本委員からもご指摘いただきましたように、報酬改定率につきましては平成18年の検討会推計では1.5%毎年上昇するというで見込んでおります。それが現実には、足元の状況を見てもそういったような状況になっていないということでございまして、今回の基準推計では、毎年、市では△0.12%、町村では△0.26%減少していくような形で長期的な推計をしているというのが1点でございます。

それから、会員数につきましても、これは平成18年の検討会の際は、合併するところは共済会のほうで調査いただきまして、合併した後の定数がそのまま維持されるという推計で、それ以外の非合併市町村については、市が△0.4%、町村が△0.7%減少してい

くという前提で推計しておったわけですが、やはり足元の状況を見ますと、それよりも定数削減が進んでおるということをございまして、今回は、合併団体の定数については、先ほど申しあげましたように調査をするわけですが、合併団体も非合併団体も含めて、市は平成18年推計が△0.4%の減少率だったんですが、毎年△0.85%の減少率にする。町村は平成18年推計は△0.7%の減少というふうにしておったんですが、毎年△1.17%の減少ということで、非常に厳しい数字で推計しているといったことで、このような財政試算になっているということをご理解いただきたいというふうに思います。

【藤田委員】 国は毎年人事院勧告を行いますが、この人事院勧告は平成14年からずっとマイナスで勧告しているんです。平成18年もそうですが。ですから、あのときの状況で報酬が1.5%上がるなんていうのは全く見通しが甘かったと思います。国がそういう勧告をして全国の国家公務員はじめ自治体の職員の給与が下がるようなときに、議員の報酬が1.5%上がるというような見通しそのものが間違っている。それで今ごろになって、合併しないでも3,000億円の赤字になるようなことを出したら、收拾つかなくなります。一体どうしていたんだ、たった3年前ですよ。

みんな急激な合併でこういうことになったんだという思いは持っているわけですが、いきなり今回、合併しないでも赤字になると言われたら、一体何をしてきたかということになります。今全国で9万人を超える人が年金をもらっておいでになるんですが、平成14年の改正で20%、平成18年の改正では10%も給付を引き下げたわけですが、それでもみんなが了承して、これで健全にいくなら、20年間も大丈夫だと言うのならそれでいいということになったんです。それを計算してみたら、合併しなくても3,000億円も赤字になるということでは收拾のしようがないように思いますが。

びっくりしました、3,000億円も足りないようなことになる。これを見ると、5,664億円のうち3,030億円が合併しないでも赤字。合併した影響というのは2,634億円というんですから、合併した影響のほうが少ないということでしょう。そういうことなんでしょう。今ごろになってそんなことを言ってもらったのでは。どういうことですか。

それと、国が合併特例法では措置をすることになっているんですが、もうそろそろどういう措置をするのかという案を出してもらいたいんです。我々はこういうことを考えているんだという案です。

【金子委員】 ちょっといいですか。初めてまいりました。

年内取りまとめというふうにお聞きしているんですが、取りまとめるには、今藤田さん

が少しお触れになりましたけれども、何らかの案がどこかで出てこなければならないと思うんですが、スケジュール的にはどういうふうに描いていらっしゃるんですか。ちょっとお聞かせください。

【高原幹事】 今ご指摘いただきましたように、私どもとしても何とか当初予定どおり年内に取りまとめることができればというふうなスケジュール感を持っておるところでございます。

【金子委員】 今日で第4回……。

【大平幹事】 3回です。

【金子委員】 3回ですか。3回やられているわけですから、年内といってももう限られた日数なんでしょうが、少しどこかで具体的な話題に移らないといけないのではないかなと私自身は思っております。今までも藤田さんのご意見、それぞれのご意見、それぞれ正しいご意見だと私は思っております。私も初めて出てまいりましたが、本会の前会長から制度上のことについてはいろいろ言及がされておまして、そのとおりでございますので、繰り返すことはないと思いますが、ただ、第1回の検討会のときに市町村の共済と都道府県議会の共済との一元化という話題が出されておりますが、これは財政規模、財政状況も全く異なるところでありますので、この一元化については慎重にも慎重を期していただきたいと、このことは強くこの席で申し上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思っております。

【大橋座長】 どうぞ。

【野村委員】 先ほどから町村合併に関するお話が出ておりますが、一番犠牲になったのは、町村ではないかと私は思っております。我々は今、議員数も削減し、報酬も引き下げ、これはやむを得ずやっているわけでございます。その中で、本日の資料を見ますと、平成23年度には、この年金財政が枯渇するということであります。財政の健全化が一番大事ではないかと思うわけでございますが、さらに他の公的年金と議員の在職期間が通算できるような仕組み、いわゆる年金の一元化のようなことを検討していかなければならないのではないかとも思う次第であります。

とりあえず合併影響分は激変緩和措置で対応いただきたいのですが、この資料にあるそれ以外の分に対しましても、しっかりと措置していただく必要があるのではないかと思います。

そこで、先ほど藤田委員がおっしゃいましたように、首長が地方公務員の共済制度の中

で保障されていることを踏まえ、議員年金の公費負担も首長と同じ水準まで引き上げていただくということが大事ではないかと思えます。この際、財政の健全化につきまして、十分に議論していくことが急務ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 いろいろご議論いただきましたけれども、前回の検討会まではいろいろご意見を伺ってきたのですが、その基礎にあるデータというか、実態のところについては、議員の方々は実体験に基づいておっしゃっていたと思えます。今回こういう調査をして具体的な数字と具体的な姿があらわれてきたので、私としてはやっとならこれで制度設計というか、それに入る基盤が出てきたのかなというように考えております。最終的には取りまとめで何らかの制度提案をしないとこの会合の意味がないというように思っていますので、事務局のほうに準備していただいて、それを次回以降検討していくというような手立てにしないといけないんだろうなというように考えております。

【金子委員】 わかりました。

【大橋座長】 ただ、その場合に、今日出ました、今までずっと合併の影響だと言われた問題、つまり、激変緩和措置が足りていないという問題と、さらに、ある意味で一層深刻なのかもしれないのは、保険制度自体としての問題点も一方で出てきているように考えます。こういうことを踏まえて、まず、現行制度を維持する場合に、最終的に6ページのところにある財政不足額を何らかの形で埋めながら進まなければ、これは制度として成り立たないということになりますので、そこをどういう形で制度設計していくのかということの案が必要です。それと今日は議論は出ていないのですが、国会議員年金のほうが無くなったという問題があって、これは前回藤田委員からもご質問がありましたように、廃止する場合であっても、既裁定者の権利保障という問題が当然ありますから、その場合でも公費負担を入れての制度設計ということが検討課題になると思えます。

現行の仕組みを維持する場合であっても、廃止の場合にどういう公費負担でどういった問題が出てくるのかということまで検討しないと、今回与えられた仕事にほんとうに答えたことにはならないのかなという気がいたします。そういうところも踏まえた検討というか、制度提案の検討を事務局のほうにお願いして、出てきたものを次回以降、もうちょっと時間的にも限られていると思っておりますので、検討するというようなスケジュールになると思えます。事務局から、よろしいですか。

【横道委員】 実は私も何回か地方議員さんに講演する機会がありまして、それでやは

りいろいろな意見をいただきまして、私が申し上げたのは、今座長が言われましたように、1つはやはり合併の影響がある。予想以上に進んで合併に対する措置が不十分だったことは間違いない。まずそれをちゃんと措置していく。ただ、それを措置した上でどういう判断が必要なのかということについては、それを見て、さてどうするかを考える必要があるということでした。ただ、その際に、それはそれでいいけれども、やはり廃止したときにも、今の既裁定者の問題もありますので、それらも含めて、ではどうなのか、廃止ということも視野に入れて、やはりどうしたらいいかというのを考えてくれという意見もかなり出されました。ですから、今座長が言われましたような形で、もうそろそろこれを踏まえてどうするかという具体案を幾つか選択肢として出す時期に来ていると思いますので、そういう形で事務局に検討していただければと思います。

【大橋座長】 事務局のほうは、スケジュールはいかがですか。

【高原幹事】 ご指示に従って作業を進めていきたいと思います。

【大橋座長】 どうぞ。

【松本委員】 これまで出た資料をみると、かなり道筋がついてきているように思います。まず、この制度を続けていくとすればどうするかということが1つあります。その際に、先ほど意見が出ました掛金と負担金の割合をどうするかという点はちょっと置いておきまして、そもそも保険制度として制度設計をしていくためには、合併なし試算の収支差の部分は保険の制度で見ていく。これが通常の見え方です。その際に、何度も言いますが、その負担をどうするのかというのはまた別ですけれども。ここで言う基準試算、我々で言うならば、いわゆる財政再計算、財政再計算又は財政検証というのは、当然に経済状況が変わるのでやらなければいけないもので、5年に一度公的年金は行うわけです。それは、経済が変われば当然変わってくるわけですから。だから、前に予定していた、先ほど言っておられた報酬額が上がっていくだろうとか、人員数がどうなるだろうかという一定の前提で試算しているものが、実際の推移をみてそれとどのように異なっているのか。これが1つ。それから、それでは今後の見通しはどうなるだろうかというのが1つ。これが財政検証の意味なんです。だから、今まさにそれをやっていたらいいわけですから、それに沿って、保険制度でやっていく場合はどうしていくのか。通常公的年金では一般にやっていることで、経済見通しが前提ですからぴったり合うというふうなことはないわけですが、それを前提にして制度を考える。

この場合、合併なし試算というものを保険制度で賄えないなら、どうするのか。そして、

その次に、では合併の影響部分というのをどうするのか。これらがおそらく今後保険制度を続けていくときの設計の仕方の課題ではないかと私は思います。

その次に、それでは、国会議員のこともありますし、大変厳しいお考えを持っておられる方もいらっしゃるし、それから、漏れ承ると、若い議員の方々とか、議員の皆さんの中にも、こんな高い掛金をとられたのではかなわないからやめたらどうでしょうかというようなことを現実におっしゃる方もいらっしゃるようですから、やはり、それではやめたらどうなのか。やめたときに、先ほどちょっと言いましたけれども、過去のいわゆる確定部分の年金の受給の権利をなくするのは、私は憲法違反だと思います。座長さんは専門家ですのでよくわかりだと思いますが、それはできないでしょう。ただし、それぞれの給付の額をカットすることは、ある一定の範囲であれば認められないことはない。既に過去にカットしておりますから、その上にどれだけカットするかということはあるけれども、それは認められないことはないだろうと思います。そこで、制度をやめてしまますと、カットしたことを前提にしたうえで、過去の部分の受給権を保障して、どう財源措置をしていくか。その場合は新しい掛金はないわけですから、残っている積立金のほか公費で埋めていかなければいけないわけです。

そうしますと、その公費についてどういう財源措置をするのか。これは理屈の上ではできないことではないのです。ご承知のように、団塊の世代の退職手当を特別法で起債を認めて負担を引き延ばしていますね。そういうやり方がないことはないんです。ですから、やめるわけですから、そこで、少なくともその時点における年金の所要額は一時金も含めて確定しますから、それを計算して、そしてそれを地方債で、赤字債ですけれども、特別の起債を認めて、負担を引き延ばしていく。

一方で、今の制度を続けたら当然に公的負担が年々かかるわけですが、その公的負担は制度を廃止すればなくなりますから、それとの関係で収支が、そろばん勘定がどうなのかということが考えられるわけです。

だから、そういうことを出していただいて論議する。おそらく一方的に、存続だけを前提にして、我々の会議の案をそちらだけで出すというのは、この情勢中でなかなか難しいでしょう。両方の案をつくってみて、それをまたここで議論してやってみたらどうかという気が私はしています。

【金子委員】 それでいいです。

【大橋座長】 ありがとうございます。ある程度議論が固まってきたような気がいたし

ます。確かにこの制度は、続けるにしても廃止するにしても、議員さんの身分にかかわるということはありませんけれども、公費負担の問題というのはいずれにしても出てこざるを得ないようです。そうするとやはり納税者の方に説明がつくような形で議論したということと、多面的に制度設計しましたということは示さないと、この検討会としての職責を果たしたことになるというように私も思います。存続する場合の問題点と廃止した場合の問題点というようなことについての制度提案というか、政策案を事務局のほうで練っていただいて、それをこの場に出していただいてご意見を伺って、最終的な取りまとめに時間の中で進めていくという形にさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。どうぞ。

【野村委員】 今、制度の存続に併せ、廃止したならばどうなるかについても取りまとめをしておこうということですが、私の考えとしては、廃止を今から考えるのはどうかと思います。給付の打ち切りとなれば、違法性の問題も出てくると思いますし、今でもどんどん現役会員の給付が少なくなっていることに対して非常に不満が多く、詐欺ではないかといった非常に強い言葉で言われることもあります。1つの方法として廃止があり、これもわかりやすい方法なのかもしれないけれども、今望んでいるのは健全な存続ということでございますので、私としてはそのような方向で考えてほしいということでございます。

【大橋座長】 わかりました。私もどちらかの案を推すということではなくて、やはり両案出して検討したいということと、廃止する場合でも違法ということを言われないうような形で、きちんとした権利保障を尽くしながら進めたいと思います。よく誤解があるのは、廃止したら何かすべて問題が済むような認識が一部にあるんです。しかし、廃止する場合もやはり相当な公費負担と痛みは伴いながらでしかこの制度は廃止できない仕組みだということは、今からある程度見通しがつきます。そこと比較して、政策の選択として、存続を議論するという問題になるのかなと思いますので、やはり両方提案していただいた中で議論したいというように考えております。

よろしいでしょうか。それでは、今日の議題は以上ですべてでございますけれども、ほかに何か全般的な事項につきましてご意見等ございますでしょうか。

それでは、予定の時間よりは少し早いのですが、方向がある程度出ましたので、第3回の検討会はこれで終了させていただきたいと思っております。次回の検討会の開催について事務局から。

【高原幹事】 本日は長時間にわたるご審議をほんとうにありがとうございました。次回、第4回検討会につきましては、既にご連絡いたしておるところでございますが、11月2日月曜日の10時から開催することとしたいというふうに考えております。会場など詳細につきましては、改めて通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【大橋座長】 それでは、これで今日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。